

# マイナンバーカードと健康保険証の 一体化に関する制度説明

（「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」のご案内）

※記載内容の予定のものについては今後変更となる可能性があります。

千葉県日産自動車健康保険組合

01	マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）……………	P.3
02	「資格情報のお知らせ」……………	P.4
03	「資格確認書」……………	P.6
04	健康保険証廃止に向けたスケジュール……………	P.8
05	(参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較……………	P.9
06	(参考)マイナ保険証利用のフローチャート……………	P.10
07	事業主の皆様へのお願い……………	P.11

# 01.マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）

**令和6年12月2日以降、新規（再交付含む）に健康保険証は交付されません。**

令和6年12月2日に健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）は廃止され、原則、マイナ保険証により 医療機関等を受診をする仕組みに変わります。早めのマイナ保険証への移行をお願いいたします。

## 【マイナ保険証のメリット】

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の被保険者証の切り替え・更新が不要になります。
- 70歳以上の方は高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報等を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 患者が医療関係者と診療・薬剤情報を共有することで、正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けることができます。

## 【従来の被保険者証について】

現在お持ちの被保険者証は、経過措置期間として令和7年12月1日まで利用することができますが、令和7年12月1日までに資格喪失した場合は、健康保険組合に返納していただくことになります。

※令和7年12月2日以降は返納不要です。

## 02.「資格情報のお知らせ」

### 「資格情報のお知らせ（個人番号（マイナンバー）下4桁あり）」の送付

マイナンバーの総点検を経て加入者の情報が正確に登録されていることを本人に伝えることにより、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的として発行します（1回限り）。

#### 【対象者】

令和6年8月30日（基準日）時点における全ての加入者

#### 【送付方法】

事業主経由で配布します。

#### 【送付時期】

令和6年10月中（予定）

### 「資格情報のお知らせ（個人番号（マイナンバー）下4桁なし）」の送付

令和6年9月1日以降に新たに資格を取得された方には、自身の資格情報等を把握いただくために、個人番号（マイナンバー）下4桁なしの「資格情報のお知らせ」を発行します。ただし、令和6年12月2日以降に新たに資格を取得し、「資格確認書」の交付を受けた方には「資格情報のお知らせ」は発行しません。

# 02.「資格情報のお知らせ」

## 「資格情報のお知らせ」のイメージ

(整理番号) XXX XXX XX  
(種別)ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

佐藤 太郎 様

(保険者名)  
(保険者番号)

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりですのでご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。

表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**1** \*\*\*\* \* 6825

右を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
(保険者名)  
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

**2**

**1** 個人番号（マイナンバー）の下4桁が記載されています。

健保に登録されている個人番号（マイナンバー）の下4桁を表示していますので、確認をお願いします。

**2** 「資格情報のお知らせ」です。

令和6年12月2日以降の場合に利用できます。

### 給付金等の申請時

- 健康保険組合の各種給付金等の申請や問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

### 医療機関等の受診時

- 機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、このお知らせとマイナ保険証を併せて提示することで、今までどおり受診できます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。

※記号・番号は、マイナポータルからでも確認できます。  
(マイナポータルはPDFダウンロードも可)

## 03.「資格確認書」

### 「資格確認書」の交付

原則、被保険者証に代えてマイナ保険証を利用いただくこととなりますが、次に該当する方には、被保険者証に代えて「資格確認書」を交付します。

1. マイナンバーカードを持っていない。
2. マイナ保険証を持っているが諸事情（施設や介助者に預ける場合など）により利用できない。
3. マイナ保険証利用登録をしていない。

※「資格確認書」を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

【令和6年12月1日以前の加入者（現在の健康保険証をお持ちの方）】

国から提供されるマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナンバーカードを保有していない方等に一齐交付します。（令和7年11月頃を予定）

【令和6年12月2日以降の新規加入者】への「資格確認書」の交付

資格取得時の本人からの申請※に基づき、事業主を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に交付します。

なお、任意継続被保険者の方へは健康保険組合から直接本人へ交付します。

※今後、国から資格確認書に関する詳細が示される予定であるため、申請方法等の詳細は別途ご案内いたします。

# 03.「資格確認書」

## 「資格確認書」のイメージ

- サイズ・形状は、ハガキ型の厚紙です。
- 有効期間は4年から5年とする予定です。有効期間を経過した資格確認書は回収不要ですが、**期間内に退職等で資格喪失された場合は回収が必要です。**
- 資格確認書の記載事項は次の表に記載のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者記号、番号、枝番</li> <li>・ 氏名、性別、生年月日</li> <li>・ 資格取得年月日、交付年月日</li> <li>・ 被保険者氏名（被扶養者のみ）</li> <li>・ 負担割合、発効年月日 （70歳以上の被保険者のみ）</li> <li>・ 有効期限</li> <li>・ 保険者番号、保険者名、保険者所在地</li> </ul>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所欄</li> <li>・ 備考欄</li> <li>・ 注意事項欄</li> <li>・ 臓器提供意思表示欄</li> </ul>

## レイアウトイメージ

(表 面)

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	年 月 日 交付
記号	番号	(枝番)
氏名		
性別		
生年月日		年 月 日
資格取得年月日		年 月 日
一部負担金の割合・発効年月日	割	年 月 日
限度額区分・発効年月日		年 月 日
長期入院該当		年 月 日
特定疾病区分・発効年月日		年 月 日
有効期限		年 月 日
保険者番号	<input type="text"/>	
保険者名称	<input type="text"/>	
保険者所在地	<input type="text"/>	

印

(裏 面)

住 所	<input type="text"/>
備 考	<input type="text"/>

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

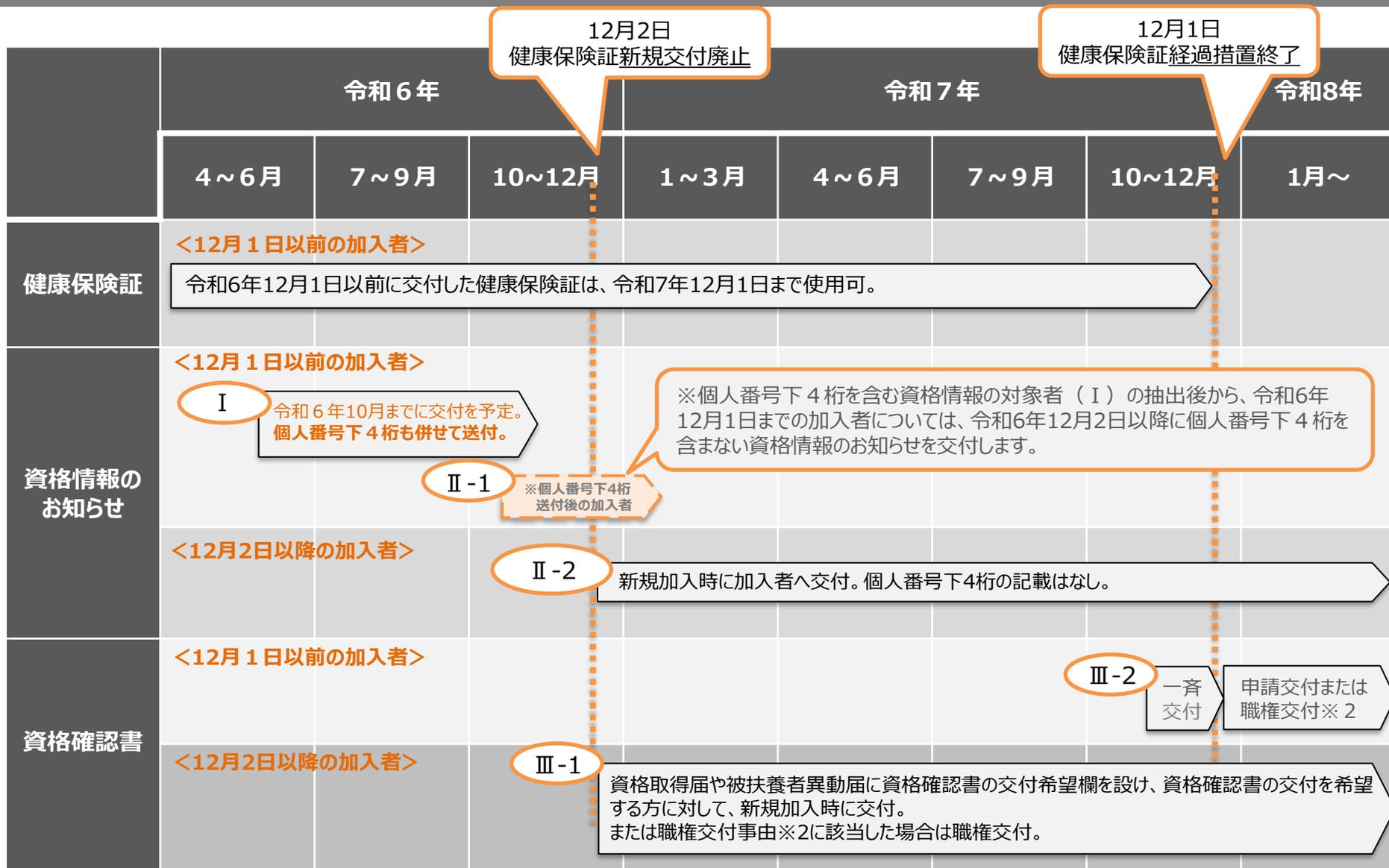
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： \_\_\_\_\_ 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

# 04.健康保険証廃止に向けたスケジュール



※2 職権交付事由：マイナンバーカードを保有していない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方、マイナ保険証の利用登録を解除した方、マイナンバーカードを返納された方に、申請なしに組合から交付いたします。

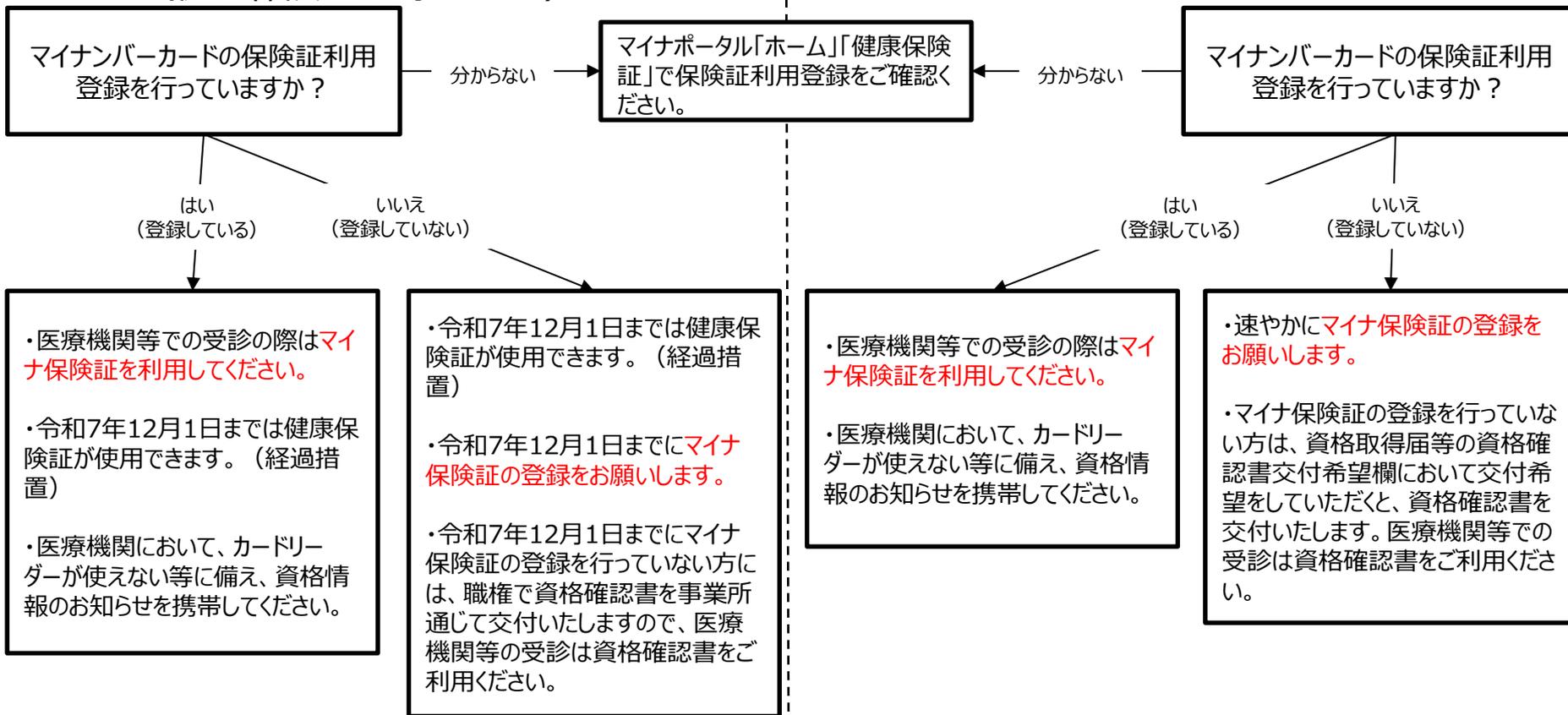
# 05.(参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較

名称	形状	取得方法	使用機会	使用方法	管理方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で管理</li> <li>①マイナンバーカードの更新（10年）</li> <li>②電子証明証の更新（5年）</li> </ul>
資格情報のお知らせ	厚紙 A4 ※カードサイズに切取り可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時に交付（R6.12.2以降）</li> <li>・既加入者には令和6年10月（一部の方は令和6年12月以降）に交付予定</li> <li>※マイナポータルで確認できる「あなたの健康保険証等情報」でも代用可能</li> </ul>	<p>カードリーダーが使えない医療機関等を受診するとき</p> <p>※機器やICチップの不具合等を含む</p>	<p><b>マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方</b>を医療機関等に提示</p> <p>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</p>	回収、返却の義務なし
資格確認書	厚紙 八ガキサイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規加入者は原則資格取得届等提出時に申請（R6.12.2以降発行）</li> <li>・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに職権で交付</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等に提示	資格喪失者の有効期限内のものは回収、返却義務あり

# 06.(参考)マイナ保険証利用のフローチャート

＜令和6年12月1日**以前**の加入者  
(健康保険証をお持ちの方)＞

＜令和6年12月2日**以降**の新規加入者＞



※ **マイナ保険証**とは、マイナンバーカードをマイナポータルや医療機関等で健康保険証としての利用登録を行ったもの。

※ 資格情報のお知らせは、事業主経由で配布します。

切り取って携帯していただくか、**マイナポータルから確認できる「わたしの情報」をPDFダウンロードしてください。**

# 07.事業主の皆様へのお願い

## 【マイナンバーの届出について】

1. 最新の資格情報で医療機関を受診するためには、**マイナンバーの登録が必須**です。資格取得届および被扶養者異動届は、事由発生から5日以内にご提出いただくとともに、**マイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所を正確に記入してください**。
2. 上記1. の**届出を受領後、健保組合がデータ登録を完了することで、マイナンバーカードによる受診が可能**となります。  
(**データ登録完了には概ね届出受領後5日**を見込んでいます。)
3. 上記1. の届出にマイナンバーが正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。
  - ・法令上、マイナンバーの記載が求められていることから、早急に正し番号を提出してください。
  - ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
  - ・データ登録完了までの間はマイナ保険証がご利用いただけないことになります。

## 【資格確認書について】

1. 令和6年12月1日までの加入者で、マイナ保険証を登録されていない方には、令和7年11月頃に資格確認書を各事業所宛に送付し、“加入者への配布”をお願いすることになります。多くの資格確認書を配布いただくのは、事業所のコスト・事務負担になるため、引き続きマイナ保険証の利用促進にご協力ください。  
なお、令和6年12月2日以降新たに資格を取得される方でマイナ保険証を登録されていない方(各事業所において確認していただくこととなります。)には、都度、資格確認書を発行します。
2. 資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合は、資格喪失届及び被扶養者異動届と併せて資格確認書を返納していただくこととなります。被保険者証同様回収作業にご協力をお願いします。